県民の皆様へ感染対策の徹底をお願いします!

- 自分自身と大切な人の命を守るために-



会議を活用してください!



体調が悪い人がいたら、 すぐに受診できる職場 環境づくりを!



医療機関に早めの相談・受診をお願いします!まずは電話でご相談ください。かかりつけ医が

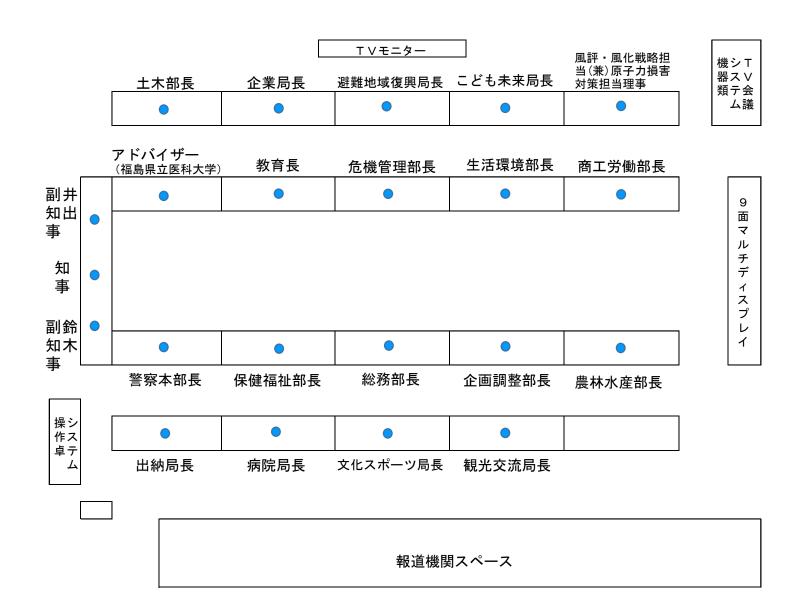
受診・相談センター(24時間対応) 0120-567-747

第103回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議

日 時 令和3年11月25日(木)15:30~場 所 県庁北庁舎2階 危機管理センター 災害対策本部会議室

- 1 議事
- (1) 新型コロナウイルス感染者の状況等について
- (2) 新型コロナワクチンの接種状況等について
- (3) その他
- 2 資料
- 【資料1】福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について
- 【資料2】国内における最近の新規陽性者発生状況について
- 【資料3】新型コロナワクチンの接種状況について
- 【資料4】感染拡大防止のための基本対策
- 【資料5】新型コロナウイルス感染症対策について

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 座席表



第103回 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 名簿

【本部員】

| | 所属名 | 職名 | 氏名 | 備考 |
|----|---------------------------|---------------|-----------|----|
| 1 | | 知事 | 内 堀 雅 雄 | |
| 2 | | 副知事 | 鈴 木 正 晃 | |
| 3 | | 副知事 | 井 出 孝 利 | |
| 4 | 総 務 部 | 部 長 | 戸田 光昭 | |
| 5 | 危機管理部 | 部 長 | 大島 幸一 | |
| 6 | 企 画 調 整 部 | 部 長 | 橘清司 | |
| 7 | 避難地域復興局 | 局 長 | 守 岡 文 浩 | |
| 8 | 文化スポーツ局 | 局 長 | 小 笠 原 敦 子 | |
| 9 | 生 活 環 境 部 | 部長 | 渡 辺 仁 | |
| 10 | 保健福祉部 | 部 長 | 伊 藤 剛 | |
| 11 | こども未来局 | 局 長 | 鈴 木 竜 次 | |
| 12 | 商 工 労 働 部 | 部 長 | 安 齋 浩 記 | |
| 13 | 観 光 交 流 局 | 局 長 | 國 分 守 | |
| 14 | 農林水産部 | 部 長 | 小 柴 宏幸 | |
| 15 | 土 木 部 | 部 長 | 猪 股 慶 藏 | |
| 16 | 出 納 局 | 局 長 | 高 荒 由 幾 | |
| 17 | 風評·風化戦略担当(兼) 原子力損害対策担当 | 理事 | 白 石 孝 之 | |
| 18 | 企 業 局 | 局 長 | 佐々木 秀三 | |
| 19 | 病 院 局 | 局 長 | 安 達 和 久 | |
| 20 | 教育委員会 | 教 育 長 | 鈴 木 淳 一 | |
| 21 | 警察本部 | 本 部 長 | 児 嶋 洋 平 | |
| 0 | 福島県感染症対策アドバイザー | 県立医科大学 教 授 | 金 光 敬 二 | |
| | | | | |

【事務局】

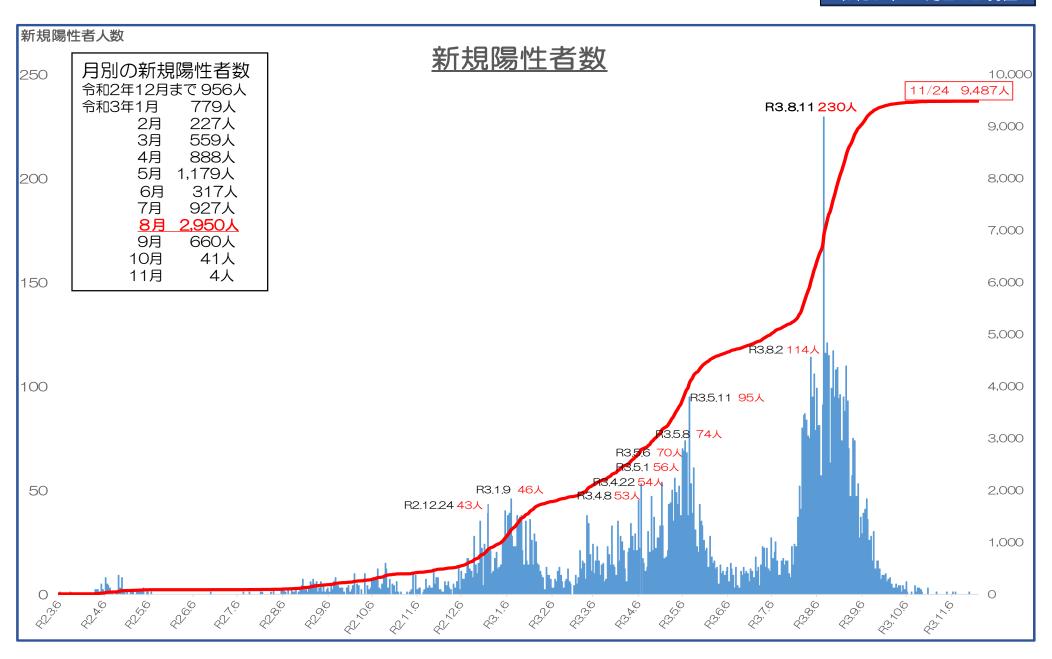
| | 所属名 | 職名 | 氏名 | 備考 |
|---|----------------------------|----------------------------|---------|----|
| 1 | 新型コロナウイルス感染症対策本部 | 事 務 局 次 長 | 三浦爾 | |
| 2 | 新型コロナウイルス 感 染 症 対 策 本 部 | 総括担当次 長 | 菅 野 俊 彦 | |
| 3 | 新型コロナウイルス 感 染 症 対 策 本 部 | 総括班長 | 有 我 兼 一 | |
| 4 | 新型コロナウイルス 感染症対策本部 | 総 括 班 長 (兼)医療対 策 班 長 | 金成 由美子 | |
| 5 | 新型コロナウイルス 感 染 症 対 策 本 部 | 医療対策 | 玉 川 啓 | |

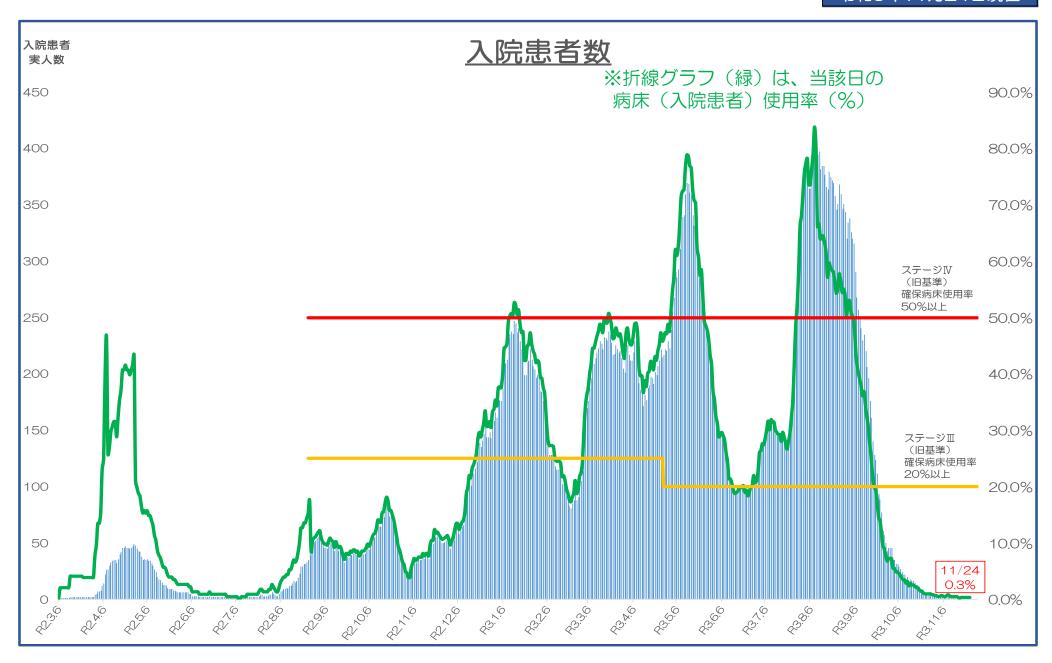
福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について

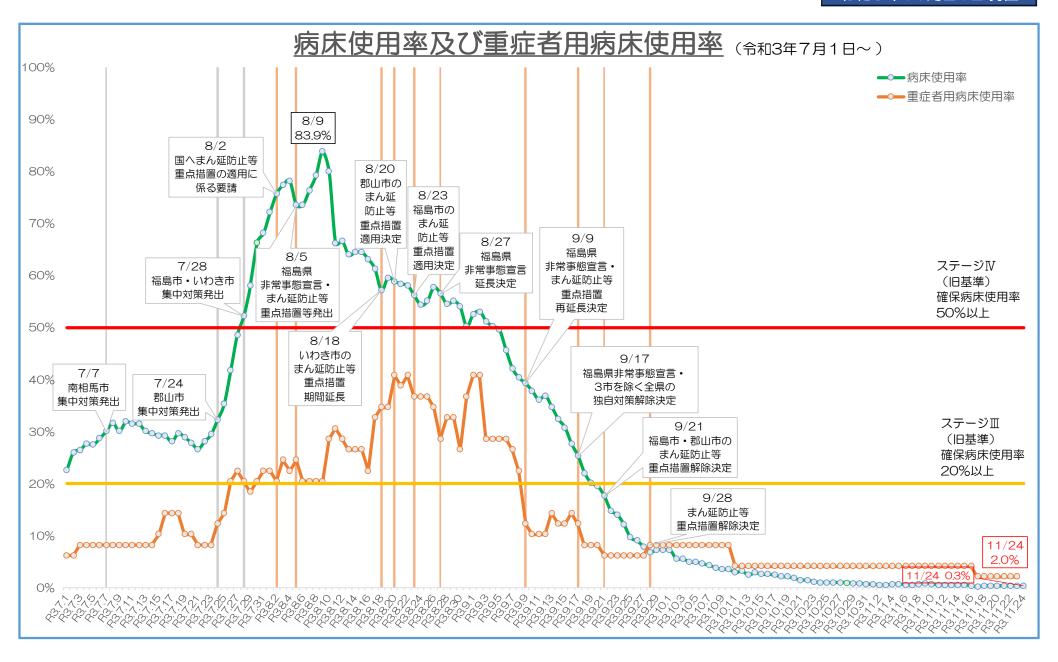
令和3年11月24日現在

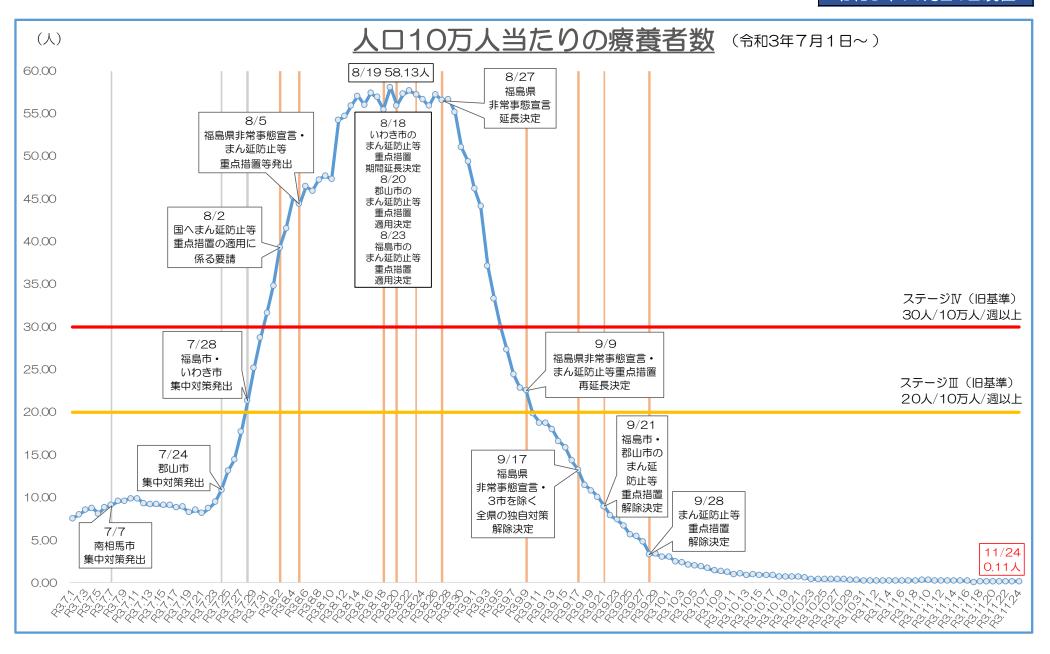
【感染者の状況】

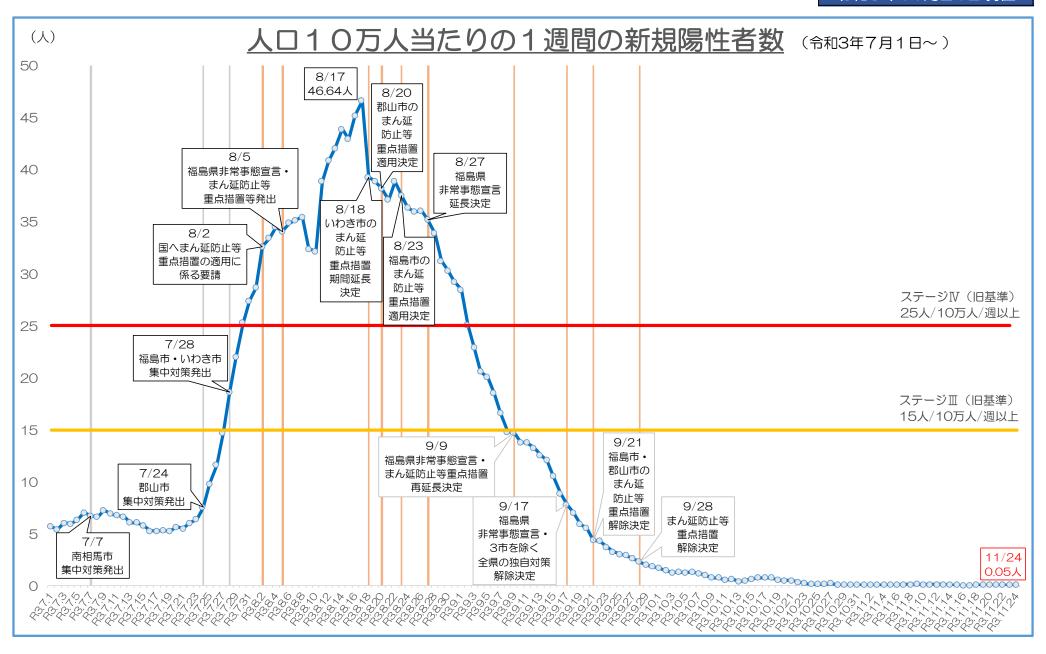
| ○陽性者数と内訳 | | ○療養者の状況 | |
|----------|--------|------------------|--------|
| 陽性者数 | 9,487人 | 入院者数 | 2人 |
| (うち死亡者数 | 176人) | (うち重症者数 | 1人) |
| | | 宿泊療養施設入所者数 | 0人 |
| (性別) | | 自宅療養者数 | 0人 |
| 男性 | 5,260人 | 療養先調整中の人数 | 0人 |
| 女性 | 4,227人 | ○退院・退所者等数(死亡者含む) | 9,485人 |
| (年代別) | | | |
| 10歳未満 | 613人 | 【病床等の状況】 | |
| 10代 | 911人 | 確保病床数 | 637床 |
| 20代 | 1,813人 | (うち重症者用病床数 | 49床) |
| 30代 | 1,364人 | 病床使用率 | 0.3% |
| 40代 | 1,475人 | (うち重症者用病床使用率 | 2.0%) |
| 50代 | 1,310人 | 宿泊療養確保室数 | 503室 |
| 60代 | 906人 | | |
| 70代 | 547人 | | |
| 80代 | 390人 | | |
| 90歳以上 | 150人 | | |
| その他 | 8人 | | |

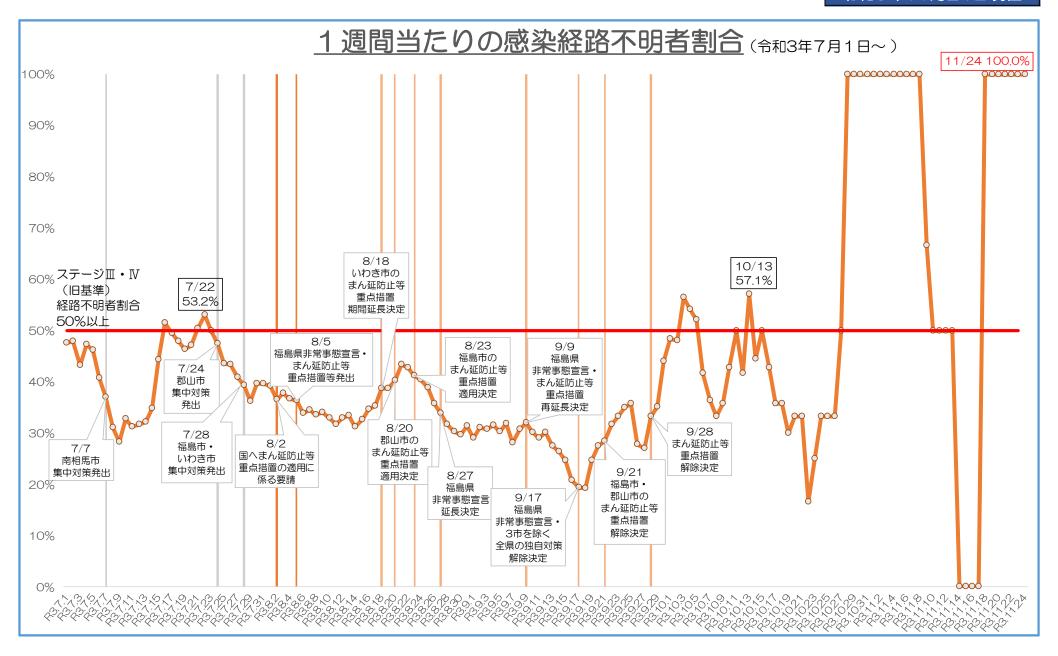












新たなレベル分類について

| | 新たなレベル分類 | | | |
|-------|---|--|--|--|
| レベル 0 | 【 感染者ゼロレベル】 新規陽性者数ゼロを維持できている状況 | | | |
| レベル1 | 【維持すべきレベル】 安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感 染症に対し医療が対応できている状況 | | | |
| レベル2 | 【警戒を強化すべきレベル】 新規陽性者数の増加傾向、医療の負荷が生じはじめる状況 | | | |
| レベル3 | 【対策を強化すべきレベル】 一般医療を相当程度制限しなければ、感染症への医療 の対応ができない状況 | | | |
| レベル4 | 【避けたいレベル】 一般医療を大きく制限しても、感染症への医療に対応 できない状況 | | | |

| これまでのステージ分類 | | | |
|-------------|-----------|--|--|
| ステージ I | 感染者の散発的発生 | | |
| ステージⅡ | 感染者の漸増 | | |
| ステージⅢ | 感染者の急増 | | |
| ステージⅣ | 爆発的な感染拡大 | | |

具体的に目指すべきは、安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応 出来ている状況<u>(レベル1)</u>である。現在の本県の感染状況は、新規陽性者数が確認されない日も多く、 非常に落ち着いている状況であることから、「レベル1以下」の状況にあると考える。

令和3年11月24日現在

【参考】 旧ステージ区分に基づく感染状況等に係るモニタリング指標

| | | 医療提供体 | 制等の負荷 | | | 感染の状況 | |
|------------------|----------------|---|------------------|-----------------|-------------|----------------------|------------|
| ①病床の逼迫具合 | | | <u></u> ○ | | | | |
| | 入院 | 医療 | 重症者用病床 | ②療養者数 (10万人当たり) | ③PCR 陽性率 | ④新規陽性者数 (10万人当たり) | ⑤感染経路 不明割合 |
| | 確保病床の 使用率 | 入院率 | 確保病床の 使用率 | / 1週間 | POILT | / 1週間 | (1週間) |
| 本県の現状 (直近1週間) | 0.3% | ※参考値 (100.0%) | 2.0% | 0.11人 | 0.02% | 0.05人 | 100.0% |
| (11/17~11/24) | 2床 637床 | $\left(\begin{array}{c}2\lambda\\\hline 2\lambda\end{array}\right)$ | <u>1床</u> 49床 | 〔2人〕 | 1件 4,618件 | 〔1人〕 | (1人) |
| (旧ステージ区分 |)) | | | | | ※カッコ内は裕 | 島県の数値 |
| ステージⅢ | 20%以上 | 40%以下 | 20%以上 | 20人以上 | 5%以上 | 15人以上 | 50%以上 |
| | (128/637床以上) | (入院者数/療養者数) | (10/49床以上) | (370人以上) | | (277人以上) | |
| ステージⅣ | 50%以上 | 25%以下 | 50%以上 | 30人以上 | 10%以上 | 25人以上 | 50%以上 |
| | (319/637床以上) | (入院者数/療養者数) | (25/49床以上) | (554人以上) | | (462人以上) | |

国内における最近の新規陽性者発生状況について

都道府県別新規陽性者数(上位5都道府県)

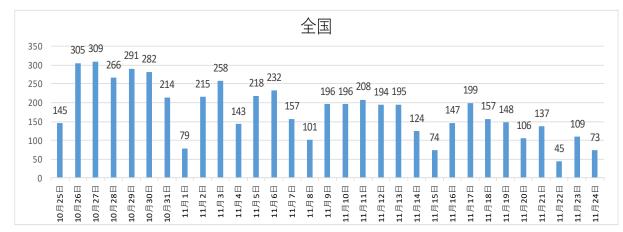
| 順位 | 都道府県名 | 11/18~11/24の 新規陽性者数 (直近1週間) | (参考) 10/25~11/24の 新規陽性者数 |
|----|-------|-----------------------------------|--------------------------------|
| 1 | 大阪府 | 116 | 2,231 |
| 2 | 神奈川県 | 105 | 950 |
| 3 | 北海道 | 104 | 467 |
| 4 | 東京都 | 100 | 1,477 |
| 5 | 福岡県 | 58 | 388 |
| 25 | 福島県 | 1 | 27 |
| | 全国計 | 775 | 12,813 |

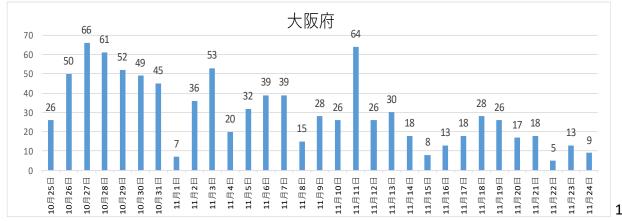
(単位:人)

人口10万人当たりの直近1週間の 新規陽性者数(上位5都道府県)

| | 11/18~11/24の |
|----------|------------------|
| 拟 | 10万人当たり |
| 即坦州乐石 | 新規陽性者数 |
| | (直近1週間) |
| 北海道 | 1.98 |
| 岡山県 | 1.96 |
| 大阪府 | 1.32 |
| 神奈川県 | 1.14 |
| 福岡県 | 1.14 |
| 福島県 | 0.05 |
| 全国計 | |
| | 岡山県大阪府神奈川県福岡県福島県 |

(単位:人)





(単位:回)

新型コロナワクチンの接種状況等について

1 接種実績【累計】(令和3年11月23日時点)

| | 全体(12歳以上) | (うち高齢者以外) | (うち高齢者) |
|---------|-------------|-------------|-------------|
| 接種回数 | 2, 980, 493 | 1, 893, 724 | 1, 086, 769 |
| うち1回目接種 | 1, 514, 283 | 968, 976 | 545, 307 |
| 接種率 | 89. 3% | 87. 1% | 93. 6% |
| うち2回目接種 | 1, 466, 210 | 924, 748 | 541, 462 |
| 接種率 | 86. 5% | 83. 1% | 92. 9% |
| 対象人口※ | 1,695,539 人 | 1,112,996 人 | 582,543 人 |

| | | 全人口に対する接種率 |
|------|-------|-------------|
| | 1回目接種 | 81. 3% |
| | 2回目接種 | 78. 7% |
| 全人口※ | | 1,862,059 人 |

- ※ 人口は、令和3年1月1日現在の住民基本台帳データから推計している。
- 注1:「全体」は、「医療従事者」「高齢者施設従事者」のワクチン接種円滑化システム (V-SYS) (17時時点)の情報を集計したものと、ワクチン接種記録システム(VRS)の情報を集計したものを合算したもの。「うち高齢者」は、ワクチン接種記録システム(VRS)の情報を集計したもの。
- 注2:「うち高齢者」の対象人口582,543人には「医療従事者」「高齢者施設従事者」を含むが、接種回数には「医療従事者」「高齢者施設従事者」を含まない。
- 2 追加接種(3回目接種)に係る国からのワクチン予定配分量 (令和4年3月までの接種分)
- ・ファイザー社製ワクチン 396,630回分(約59.6%)
- ・武田/モデルナ社製ワクチン 268,350回分(約40.4%)

計 664,980回分

※ 国は、追加接種用のワクチンについて、武田/モデルナ社製ワクチンが薬事承認されると想定し、各都道府県に配分量を示している。 ファイザー社製ワクチンには、「新たに12歳になる者の初回接種(1回目・2回目)に必要な量 | を含んでいる。

感染拡大防止のための基本対策

令和3年11月19日改定 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 一人ひとり基本的な感染対策を徹底してください。



外出時や会話するとき には、**マスクを正しく 着用**しましょう。

※不織布マスクを推奨



こまめな手洗い、 手指消毒を 徹底しましょう。



窓を開けるなどして、 こまめに換気をしま しょう。



人との間隔は、 できるだけ2m 取りましょう。



 2
 症状がある場合は登校・出勤を控え、

 早めに受診してください。

かかりつけ医や診療検査医療機関に相談してください。

かかりつけ医がいない場合やどこに相談してよいか分からない場合は

受診・相談センター(160120-567-747)

福島県 診療検査医療機関

検索Q



飲食時は、感染リスクに十分ご注意ください。

控えてください!



密閉·密集·密接

例えば・・・

- ×場所の換気が悪い
- ×狭い場所に大人数
- ×間隔を取らずに会話



体調不良で 参加



大声やマスク なしでの会話



深酒

- ※大人数・長時間の飲食は、しつかり対策を取ってください。
- ※お店側と利用する側、双方が感染防止対策を徹底することが大切です。
- ・感染対策の徹底された飲食店を利用してください。

「<u>ふくしま感染防止対策認定店</u>」 をおすすめします!

感染防止ステッカー配布済飲食店を調査し、適切な感染防止対策を 確認した店舗に対し、認定ステッカーを交付しています。



4

旅行や帰省等、移動する時は、

ご自身の体調管理や、

移動先の感染情報把握などを含め、

感染防止対策をお願いします。



出発前に確認!



県内及び各都道府県の外出自粛等の 行動制限の状況は、県HPで確認できます。

https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/

福島県 新型コロナポータル

検索





接種の順番を迎えられた際には、

新型コロナワクチンの接種をお願いします。

- ・ワクチンに関して正しい情報を知ってください。
- ・ワクチン接種後も、基本対策を徹底し、 「うつさない」「うつらない」行動をお願いします。



事業者の皆さまにお願いします

- ・職場内の感染防止対策を徹底してください。
 - ○従業員等の**手指消毒やマスク着用**の徹底、職場内の**消毒や換気**など、職場内の 感染防止対策を徹底してください。
 - ○従業員等の出勤時の健康チェックを徹底してください。
 - ○休憩中や休憩室・更衣室の利用時、電話時、昼食中などで**居場所の切り替わり** に注意してください。
- ・ローテーション勤務や時差出勤、テレワーク、オンライン会議等を活用し、人との接触機会の低減にご協力ください。
- ・業種別ガイドライン等を遵守願います。

(法第24条第9項に基づく要請)

イベント等を開催する事業者の皆さまにお願いします

・イベント等の開催にあたっては、規模にかかわらず、以下の 感染防止対策を徹底してください。

○「三つの密」が発生しない席の配置 ○人と人との距離の確保

○出演者や参加者等に係る行動管理 ○マスク着用の徹底

○会場内の消毒や換気 など

イベントの開催【11月25日以降に開催されるイベントに適用】

- ・5,000人超かつ収容率50%超のイベントを実施する場合は、 「感染防止安全計画」を開催2週間前までに提出してください。
- ・上記イベント開催後は「結果報告書」を提出してください。
- ・上記以外のイベントについては、イベント主催者において感染防止策 チェックリストを作成し、ホームページ等での公表をお願いします。

【感染防止安全計画の提出先:県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局】

電 話:024-521-8644(受付時間9時~17時)

mail: corona-event@pref.fukushima.lg.jp

詳しくは、県HPを参照してください。https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/

施設管理者の皆さまにお願いします

大学・専門学校等

・<u>感染防止対策について、</u> 学生への周知と注意喚起をお願いします。

小・中・高等学校

・<u>マニュアル等を踏まえ、学習活動や部活動での</u><u>感染防止対策</u>をお願いします。

医療機関、高齢者・障がい(児)者・児童施設

・<u>施設のマニュアル及びチェックリストを確認</u>し、 <u>感染防止対策を徹底</u>してください。

感染の再拡大=リバウンドを防ぐ

~お出かけするときに気を付けること~

発熱等、症状がある 場合は外出しない



外出先の感染情報や 自治体の情報を 確認する



目的地だけでなく 往復の行程も 気を緩めない



基本対策(距離の確保・手指消毒・換気・マスク着用) も忘れずに!



感染の再拡大=リバウンドを防ぐ 「3つの色」回避のおさらい



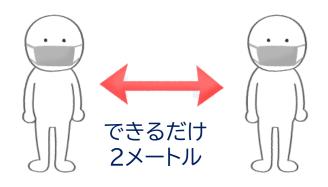
こまめに換気 しましょう





混雑している場所や時間は避けましょう





人との距離を取りましょう

自分と大切な人を守るため、一つの「密」も避けましょう

新型コロナウイルス感染症対策について

- 1 基本方針に基づく対応状況(継続中の取組及び前回本部員会議以降に実施した取組の概要)
 - ※ 太枠:前回の本部員会議以降に実施した取組

(1)情報提供・共有

| | | X X B | |
|----|---|---|----------|
| 1 | | ・新聞の県政広報及びテレビ・ラジオによる県政番組やスポットCM、県公式ツイッターなどにより、マスク着用や手洗いなどの感染予防対策、「新しい生活様式」に関する広報等について発信 | 対策本部、総務部 |
| 2 | *************************************** | ・県ホームページのトップページからのリンクに知事メッセージ及びコロナウイルス関連情報を掲載 | 対策本部、総務部 |
| 3 | | ・県内の検査結果状況等をホームページ上で毎日更新 | 対策本部、総務部 |
| 4 | | ・県内の感染発生の概要等についてホームページに記載 | 対策本部、総務部 |
| 5 | | ・陽性患者発生時等における臨時会見動画の配信、手話付き動画の作成配信 | 総務部 |
| 6 | R2/6/1~ | ・人が集まり混雑が見込まれる海岸に設置していた「立ち入り自粛」の看板を「3つの密を避けましょう」の看板へ変更 | 土木部 |
| 7 | R2/6/19~ | ・ピクトグラムにより「新しい生活様式」の実践例を示したポスター・チラシを作成・配布するとともに、事業者等が実践 | 対策本部、総務部 |
| | | ポスターを簡単に作成できる特設サイトを開設 | |
| 8 | R2/7/20~ | ・県のホームページに、各都道府県の感染症の発生状況が参照できるページを開設 | 対策本部、総務部 |
| 9 | R2/9/3 | ・新型コロナウイルス感染症拡大防止啓発動画「THE NEW NORMAL FUKUSHIMA~福島 己を知る~」の完成発表 | 観光交流局 |
| 10 | R2/9/30~ | ・『新しい生活様式』福島県周知ポスター・チラシの無料配布を開始 | 対策本部、総務部 |
| 11 | R2/11/6~ | ・新型コロナウイルス感染症に関する検査体制や相談窓口等の情報を掲載した外国人住民向けの専用ページを開設 | 対策本部、総務部 |
| 12 | R2/12/1~ | ・やさしい日本語や英語による「新しい生活様式」や上記の電話相談窓口を記載したカードを作成し、外国人を雇用 | 生活環境部 |
| | | する企業や留学生が在籍する学校、外国人コミュニティなどに配布。 | |
| 13 | R3/2/12 | ・新型コロナワクチンに便乗した詐欺についての注意喚起を県ホームページに掲載。 | 生活環境部 |
| 14 | R3/7/1~ | ・感染拡大地域との不要不急の往来自粛を促すため、県内80箇所の道路情報板に下記の内容を表示。 | 土木部 |
| | | 「感染拡大地域との往来は自粛を」を表示(R3/7/1~R3/9/30) | |
| | | 「感染拡大地域との往来は注意を」を表示(R3/10/1~R3/11/18) | |
| | | 「移動する時は、感染防止対策を」を表示(R3/11/19~当面の間) | |
| 15 | R3/7/22~ | ・新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用し、「夏休み・お盆を安全に過ごす」ための広報を実施 | 対策本部、総務部 |
| 16 | R3/11/19 | ・新型コロナウイルス感染症に関する支援制度ガイドブック(第22版)を作成 | 対策本部 |
| | | | |

(2)サーベイランス・情報収集

17 ・感染症法に基づく患者発生状況の把握と積極的疫学調査の実施 対策本部、保健福祉部

- ※ 相談体制については、(4)の1)相談体制に記載
- ※ 検査体制については、(4)の3)検査体制に記載

(3)まん延防止

1) 感染拡大防止対策等

| | ①全般的 | な取組 | |
|----|-----------|---|--------------------|
| 18 | R2/6/17 | | 対策本部、危機管理部 |
| 19 | R2/7/16 | | 対策本部 |
| 20 | R2/9/11 | ・「福島県飲食業等における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」に基づく感染防止対策が実施され | 保健福祉部 |
| | | ている飲食店等に対してステッカーを配布することで、県民に対する正しい情報提供を図り、飲食店等の自主的な | |
| | | 感染防止対策の実施を推進する。 | |
| 21 | R2/10/23 | ・県外旅行ツアーでの感染事案発生を受け、県内旅行業者及び宿泊事業者に対し、「感染防止対策の徹底について | 観光交流局 |
| | | (依頼)」を発出し、観光庁事務連絡の周知と併せ、感染防止対策の徹底を働きかけた。 | |
| | R2/11/19 | が [7 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / | 対策本部、危機管理部 |
| 23 | R2/11/20 | ・市町村観光主管課、福島県観光物産交流協会、県内旅行業者、福島県旅行業協会に対し、「GoToトラベルにおけ | 観光交流局 |
| | | る感染防止対策の強化について(通知)」を発出し、本県における取扱いについて周知及び周知依頼を実施した。 | |
| | D0 /10 /0 | (内容:バス車内での飲食禁止、飲食について現時点で人数制限なし) | 11.555 11.5p |
| 24 | R2/12/9 | ・庁内各部局、各市町村等に対し、「飲食店などにおける業種別ガイドラインの周知及び遵守の徹底について(通知)」なる。 | 刈 束 本 韵 |
| 25 | R2/12/11 | 知)」を発出し、関係団体に対して業種別ガイドラインの改正内容の確認と遵守の徹底について周知依頼を実施 | 五丁 |
| 23 | N2/12/11 | ・新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大や福島市内の飲食店のクラスター発生を踏まえ、県が実施している「飲食店応援前払利用券」の参加店舗に対して、商工会連合会等を通じて感染拡大防止対策の徹底を改めて通知し | |
| | | 及内心後的1447月分」の参加店舗に対して、同工去達日去寺を通じて恋来拡入例正対象の徹底を収めて通知した。 | |
| 26 | R2/12/14~ | | 保健福祉部 |
| 27 | R3/2/15~ | ・ 高齢者施設・障がい者(児)施設において、感染防止対策の再確認とチェックリストに基づく自主点検を依頼し、保健 | 保健福祉部 |
| | | 師等の訪問による助言指導を実施。 | |
| 28 | R3/2/26~ | ・福島市、郡山市、いわき市及び会津若松市の繁華街の飲食店を対象としたガイドラインの実施状況を確認。 | 保健福祉部 |
| 29 | R3/3/1 | ・高齢者施設でのクラスター発生を踏まえ、職員一人一人がチェックリストに基づく自主点検を実施することや感染症 | 保健福祉部 |
| | | 発生時のシミュレーションを確認することなど改めて感染防止対策の徹底を依頼。 | |
| 30 | R3/3/2 | ・市町村向け新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画作成支援マニュアル(Ver1.0)を市町村・関係団体 | 対策本部 |
| | 50/0/0 | へ配布 <u> </u> | In 64 les la labor |
| | R3/3/3 | | 保健福祉部 |
| 32 | R3/4/8 | ・感染防止対策取組ステッカー配布済飲食店を調査し、適切な感染防止対策を確認した店舗に認定ステッカーを交換している。 | 保健福祉部 |
| 00 | D0 /F /10 | 付する「ふくしま感染防止対策認定店」制度を開始 | 计 本 |
| 33 | R3/5/10~ | ・感染拡大地域における入所系の高齢者施設等の従事者に対するPCR検査を実施。 | 対策本部 |

| 34 | R3/8/2 | ・国(新型コロナウイルス対策本部長)へまん延防止等重点措置の適用に係る要請 | 対策本部 |
|----|-----------|--|--------------------|
| | R3/8/5 | ・福島県に対するまん延防止等重点措置の適用が決定 | |
| | | 【期間】8/8~8/31 | |
| | | 【重点区域】いわき市 | |
| | | 【その他区域】いわき市以外の市町村 | |
| | | 【要請内容:いわき市】 | |
| | | ●市民に対する協力要請 | |
| | | ・夜8時以降の飲食店等利用の禁止 | |
| | | ●飲食店等に対する協力要請 | |
| | | ・午後8時から午前5時までの時間帯の営業の自粛(酒類の提供自粛) | |
| | | ●飲食店以外の(延床面積1,000㎡超の施設)事業者に対する協力要請 | |
| | | ・夜8時以降の夜間営業時間の短縮 | |
| | | 【要請内容:全県】 | |
| | | ●イベント等を開催する事業者への協力要請 ************************************ | |
| | | ・人数上限: 収容定員の100%と5,000人のいずれか少ない人数 | |
| | 50 /0 /10 | ・開催時間:午後9時まで | |
| | | ・福島県に対するまん延防止等重点措置の期間が令和3年9月12日まで延長 | |
| | R3/8/20 | ・まん延防止等重点措置の重点区域に郡山市を追加 | |
| | D2 /0 /92 | 期間: 令和3年8月23日~令和3年9月30日 | |
| | K3/8/23 | ・まん延防止等重点措置の重点区域に福島市を追加 | |
| | R3/9/9 | 期間:令和3年8月26日~令和3年9月30日 ・福島県に対するまん延防止等重点措置の期間を令和3年9月30日まで延長 | |
| | | ・福島市、郡山市のまん延防止等重点措置を令和3年9月23日で解除決定 | |
| | | | |
| | | ・いわき市のまん延防止等重点措置を令和3年9月30日で解除決定 | -1-1-745 -1-1-417 |
| 35 | R3/8/5 | | 対策本部 |
| | | 【要請内容】 | |
| | | ①飲食店への営業時間短縮の要請 | |
| | R3/8/97 | ②県民への不要不急の外出自粛、県境をまたぐ不要不急の往来の自粛 ・「福島県新型コロナウイルス感染症非常事態宣言」を令和3年9月12日まで延長 | |
| | | ・「福島県新型コロナウイルス感染症非常事態宣言」を令和3年9月30日まで延長 | |
| | | | |
| 00 | | ・「福島県新型コロナウイルス感染症非常事態宣言」及び3市を除く全県の独自対策を令和3年9月20日で解除決定 | 玄工光角如 |
| 30 | R3/8/16~ | ・まん延防止等重点措置適用により、重点措置区域を含めた県内全域の飲食店に対する協力金早期支給の申請受 (世間46/05年2月2月2月2日) | 街上力 制司 |
| 27 | R3/9/1~ | 付開始(令和3年8月25日まで) | |
| 3/ | 1/10/9/1 | ・まん延防止等重点措置区域及び重点措置区域以外の区域にかかる飲食店に対する協力金(要請期間各地域により異なる~8月末)の申請受付開始(令和3年10月29日まで) | [日] 土 // 到日 |
| L | | 7. 共体の、0.7 大/ 0.7 中間文刊 開始(7. 413 十10 月 25 日 まじ) | |

| 38 | R3/9/1~ | ・売上げの減少した中小事業者に対する一時金(本県版一時金第3弾)の申請受付開始(令和3年11月12日まで) | 商工労働部 |
|----|----------|--|---------------|
| 39 | R3/9/21~ | ・重点措置区域以外の区域にかかる飲食店に対する協力金(9月1日~9月20日分)の申請受付開始(令和3年11月 | 商工労働部 |
| | | 30日まで) | La concept la |
| 40 | R3/9/24~ | ・重点措置区域のうち、福島市及び郡山市にかかる飲食店に対する協力金(9月1日~9月20日分)の申請受付開始 | 商工労働部 |
| | | (令和3年11月30日まで) | |
| 41 | R3/10/1∼ | ・重点措置区域のうち、いわき市にかかる飲食店に対する協力金(9月1日~9月20日分)の申請受付開始(令和3年 | 商工労働部 |
| | | 11月30日まで) | |
| 42 | R3/10/1∼ | ・重点措置区域にかかる大規模施設等協力金の申請受付開始(令和3年11月30日まで) | 商工労働部 |
| 43 | R3/11/19 | ・福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定 | 対策本部 |

| 44 ②医療機関等へのマスク・消毒液等の配付(令和3年11月24日現在) | 対策本部、保健福祉部、こども |
|--------------------------------------|--|
| i)医療機関に対する主な医療資材の配付状況 | 未来局 |
| ・マスク 累計 5,213,327枚 | *** |
| ・フェイスシールド 累計 750,612枚 | *** |
| ・ 医療用ガウン 累計 1,945,357枚 | *** |
| ii)福祉施設に対するマスク・消毒液の配付状況 | 88 88 88 88 88 88 |
| ・保護施設 | *** |
| (マスク)累計 88,500枚 (消毒液)累計 129リットル | *** |
| ・高齢者施設等 | ************************************** |
| (マスク)累計 1,109,822枚 (消毒液)累計 5,555リットル | *** |
| ・障がい者支援施設 | *** |
| (マスク)累計 556,850枚 (消毒液)累計 12,208リットル | *** |
| ・こども園・保育所等 | *** |
| (マスク)累計 145,700枚 (消毒液)累計 4,218リットル | ** |
| ・児童養護施設等 | ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** |
| (マスク)累計 598,100枚 (消毒液)累計 8,490リットル | |

(4)医療等

1)相談体制

| | . / | r• | |
|----|---|--|---|
| 45 | R2/2/18 | ・ 新型コロナウイルスに関する心のケアについての、精神保健福祉センターにて相談を受ける体制を整備 | 対策本部、保健福祉部 |
| 46 | | ・外国人住民が帰国者接触者相談センター等に相談する際、3者同時通話(電話)による通訳支援を実施(英語中国 | 対策本部、保健福祉部 |
| | | 語タガログ語ポルトガル語韓国語ベトナム語に対応) | ************************************** |
| 47 | R2/5/25 | ・ 新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル (コールセンター) 等の回線数を増設。 | 対策本部、保健福祉部 |
| | *************************************** | ・ 相談専用ダイヤル(コールセンター):5回線 | 999 |
| | *************************************** | ・ 帰国者・接触者相談センター | 988988888888888888888888888888888888888 |
| | *************************************** | :15回線 ※21:00~8:30は4回線 | 90000000000000000000000000000000000000 |

| 8 R2/5/25 | ・ 新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル (コールセンター) 等の回線数を増設。 | 対策本部、保健福祉部 | |
|---|---|------------------------------|--|
| | ・ 相談専用ダイヤル(コールセンター):5回線 | | |
| | ・ 帰国者・接触者相談センター | | |
| 000000000000000000000000000000000000000 | :15回線 ※21:00~8:30は4回線 | | |
| 9 R2/11/1~ | | 対策本部、保健福祉部 | |
| | 更 | | |
| 0 R2/12/1~ | THE TENTH OF THE THE PROPERTY OF THE PROPERTY | 生活環境部 | |
| | コロナウイルス感染症についての情報提供や「新しい生活様式」の啓発等を行うほか、新型コロナウイルス感染症の | | |
| DO /1 /10 | 不安解消や生活面での助言を行う。 | 止∑т=□☆-bp | |
| R3/1/18~ | ・19言語対応の外国人住民向け電話相談窓口をLINE通話でも活用できるように拡充・整備。 | 生活環境部 | |
| R3/4/28~ | ・受診・相談センターへの電話、通訳支援を行うほか、相談支援員(保健師)が相談対応や助言を実施する外国人住 | 生活環境部 | |
| - | 民向け電話相談窓口について、ヒンディー語を加えた20言語対応に拡充。(保健師の助言等は平日9:00~17:00) | | |
| | 療提供体制 | | |
| R3/1/13~ | /// 1 // / / / / / / / / / / / / / / / | 対策本部 | |
| R3/2/24~ | ・県内の帰国者・接触者外来の設置数48 | 対策本部 | |
| R3/11/24~ | ・ 発熱患者等の診療または検査を行う「診療・検査医療機関」として、565機関を指定 | 対策本部 | |
| 3)検査体制 | | | |
| R2/9/1~ | ・妊婦に対するPCR検査への助成開始 | こども未来局 | |
| R3/4/23~ | ・県内の一日あたりのPCR検査能力は通常時で6,000検体 | 対策本部、保健福祉部 | |
| R3/11/19~ | ・新型コロナウイルス感染症の検査を実施する一般の診療所等と県等が、県医師会を代理人として令和2年9月8日に | 保健福祉部 | |
| | 締結した、保険診療の患者負担金に係る集合契約施設、及びこれまでに個別に契約した医療機関が613となった | | |
| 4)病床等 | 確保と入院患者受入体制 | | |
| R2/4/1~ | ・県立医大医師を患者搬送コーディネーターに委嘱。新型コロナウイルス感染者の病院への移送、受入について、対 | 対策本部、保健福祉部 | |
| | 策本部と協力して調整を実施 | | |
| R2/4/7~ | ・対策本部内にDMAT班を設け、新型コロナウイルス感染者受け入れ施設の調整や受け入れ施設における医療従 | 対策本部、保健福祉部 | |
| | 事者向けの対応マニュアル作成などを実施 | | |
| R2/5/26 | ・医療機関における感染症拡大防止のため、感染症管理認定看護師等を派遣する感染症拡大防止専門家派遣事業 | 対策本部、保健福祉部 | |
| *************************************** | を運用開始 | | |
| R2/8/27 | 川がたたい日 回(0)室 > (川が) (1) を作い | 対策本部、保健福祉部 | |
| | 入院患者:最大病床数469床(計画上350床) | | |
| | 宿泊療養者:最大室数160室(計画上160室) | Libb L. Jap. 17 bb [□ Li Jap | |
| R3/8/11 | ・県内の感染拡大状況を踏まえ、確保病床及び即応病床を496から597に拡大 | 対策本部、保健福祉部 | |
| D0 /0 /10 | ・県内の感染拡大状況を踏まえ、宿泊療養施設を277室から337室に拡大 | 4.65十世 /日唐·元为中 | |
| R3/8/18 R3/8/28~ | ・県内の感染拡大状況を踏まえ、確保病床及び即応病床を597から637に拡大 ・いわき市内に入院待機ステーションを設置 | 対策本部、保健福祉部 対策本部、保健福祉部 | |
| | | | |

| 6 | R3/8/29~ | ・いわき市内の軽症者等宿泊療養施設について、新たなホテルを確保し、126室に拡大 | 対策本部、保健福祉部 |
|---|-----------|--|----------------|
| | R3/9/2~ | ・福島市内の軽症者等宿泊療養施設について、新たなホテルを確保し、160室に拡大 | 対策本部、保健福祉部 |
| | | ※既存の施設と合わせて337室から503室に拡大 | |
| | 5)患者受. | 入·移送体制 | |
| | R2/6/11 | 州土 1 7 7 17 17 18 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 | 対策本部、保健福祉部 |
| | _ | を確保するため、県内の全9保健所と全12消防機関とが包括的な協定を締結 | |
| | 6)医療人 | | |
| | R2/5/26 | ・ [再掲] 医療機関における感染症拡大防止のため、感染症管理認定看護師等を派遣する感染症拡大防止専門家派 遣事業を運用開始 | 対策本部、保健福祉部 |
| | 7)診療情 | 報の共有 | |
| | R2/4/30 | ・「キビタンケアネット」による新型コロナウイルス感染患者の入退院状況等の共有を開始 | 対策本部、保健福祉部 |
| | R2/5/14 | ・ 「キビタン健康ネット」による新型コロナウイルス感染患者の診療情報共有(特例包括対応)の運用を開始 | 対策本部、保健福祉部 |
| | (5)経済•産 | 業•雇用対策 | |
| | ①企業へ | の経営支援等 | |
| | R2/3/5 | ・県中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金」を創設し、資金繰り支援を強化 | 商工労働部 |
| | R2/7/9~ | | 商工労働部 |
| | | (新型コロナウイルス感染症の影響により、新たな店舗が必要になったり、新しい生活様式に対応するための店舗拡 | |
| | R3/3/24 | 大などに商店街の空き店舗を活用した場合にその取組に係る賃借料の一部を補助) ・新型コロナウイルス感染症対策特別資金(有利子型)の取扱期間の延長(令和3年12月31日保証申込受付、令和4 | |
| | No/ 5/ 24 | ・利空コロナリイルへ恐栗症対象特別資金(有利丁空)の取扱期間の延安(市和3年12月31日保証中区支付、市和4年1月31日融資実行分まで) | |
| | R3/10/1 | ・福島県内在住者を対象とする福島県内に1泊以上宿泊する商品を対象とした宿泊割引事業「県民割プラス」の予約 | 観光交流局 |
| | | を開始。(宿泊対象期間(第1弾):10/4チェックイン~10/31チェックアウト) | |
| | R3/10/25 | ・「県民割プラス」の11月分予約を開始。(宿泊対象期間:10/31チェックイン~11/30チェックアウト) | |
| | R3/11/24 | ・「県民割プラス」の12月分予約を開始。(宿泊対象期間:11/30チェックイン~1/1チェックアウト) | |
| | R3/11/1~ | ・ ふくしま飲食店応援事業「オールふくしま食べて応援キャンペーン」開始(令和4年2月28日まで) | 商工労働部 |
| | ②世帯へ | の貸付制度等 | |
| | R2/3/25 | ・新型コロナウイルス感染症発生の影響による休業や失業等により、一時的に収入が減少した世帯を対象に、生活福 | 保健福祉部 |
| | D0 /4 /00 | 社資金貸付制度の福祉資金(緊急小口資金)及び総合支援資金(生活支援費)について特例貸付の受付を開始 | /P /井 / 1 / 17 |
| | R2/4/20~ | 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金について、支給対象を拡充し、住居を失うおそれが生じている方 への支援を拡大 | 宋健佑仙部 |
| | ③相談体 | 制 | |
| | R2/1/29 | ・商工団体などの関係機関が開設した相談窓口における事業者の経営相談に連携協力。(県内各商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会が窓口を設置。) | 商工労働部 |
| b | | | |

| | | | 3 |
|----|-----------|---|-------|
| 80 | 常設 | ・福島県中小企業労働相談所(雇用労政課内)にて、雇用関係の各種相談に対応 | 商工労働部 |
| 81 | R2/3/3 | ・県との災害対策協定に基づき、社会保険労務士会内に電話相談ホットラインを開設 | 商工労働部 |
| 82 | R2/2/14~ | ・福島労働局が開設した特別労働相談室と連携 | 商工労働部 |
| 83 | 常設 | ・東京及び県内8カ所に設置する県就職相談窓口において、学生及び求職者の活動を支援 | 商工労働部 |
| | ④農林漁 | 業者への対応等 | |
| 84 | R2/4/21 | ・ 新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野の県相談窓口を本庁及び出先機関に設置 | 農林水産部 |
| 85 | R2/4/21 | ・「新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野支援等情報」を県ホームページで定期的に更新 | 農林水産部 |
| 86 | R3/4/1~ | ・新型コロナウイルス感染症の影響で、中食・外食向け米の販売量が減少し、前年に比べ民間の米の在庫量が増加 | 農林水産部 |
| | | することに伴い、令和2年産米に続き、令和3年産米の価格下落が懸念されていることから、令和3年産の主食用米を | |
| | | 飼料用米等の非主食用米への作付の転換を推進する。 | |
| 87 | R3/10/8 | ・新型コロナウイルス感染症の影響により減収した農業者が令和3年又は令和4年の収入保険に新規加入する際の保 | 農林水産部 |
| | | 険料の一部に対して補助金を交付する。 | |
| 88 | R3/10/9~ | ・新型コロナウイルス感染症の影響で中食・外食向け県産米の販売量が減少し、米の在庫量が増加していることから、 | 農林水産部 |
| | | 県内量販店での販売キャンペーンを実施し、県産米の需要拡大と在庫量の解消を図る。 | |
| 89 | R3/10/11~ | ・新型コロナウイルス感染症による飲食事業者の休業等に伴い、県産農林水産物の外食需要が低迷し影響を受けて | 農林水産部 |
| | | いる事業者があることから、コロナ禍でも売上好調なオンラインストアへの出店を支援し、事業者の販売力強化を図 | |
| | | る。 | |

(6)その他重要な留意事項

1)人権等への配慮

| | . / / / 1 1111 - 13 | HOWEN | |
|----|---------------------|---|-------|
| 90 | 常設 | ・児童生徒に対するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによるカウンセリング等や「ふくしま24時間子 | 教育庁 |
| | | どもSOS」や「ふくしま子どもLINE相談」等の相談窓口を活用 | |
| 91 | R2/4/17~ | ・陽性患者やその関係者に加え、医療従事者などへの差別や偏見をしないよう呼びかけ | 対策本部 |
| 92 | R2/9/9 | ・ 新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷等被害の電話相談窓口を設置 | 対策本部 |
| 93 | R2/10/7 | ・インターネット、新聞、テレビ、ラジオ等各種メディアを活用し、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う誹謗中傷を防 | 生活環境部 |
| | | 止するための啓発事業を実施。 | |
| 94 | R3/7/21 | ・ 新型コロナウイルス感染症対策本部員会議におけるシトラスリボンの着用 | 対策本部 |
| 95 | R3/9/15 | ・インターネットを活用し、新型コロナウイルス感染症に関連する誹謗中傷を防止するための啓発事業を拡大して実 | 生活環境部 |
| | | 施。「ゆたかくんとこころちゃんの思いやり物語」で人権侵害の具体的な事例を取り上げた4コマ漫画を月1回配信予 | |
| | | 定) | |

2) 緊急事態宣言後の取組み

96 R3/11/19 • [再掲]福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定

3)社会機能の維持と県民生活・県民経済の安定

97 R3/11/19 ・[再掲]福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定 対策本部

対策本部

2 各部局の取組

(継続中の取組及び前回本部員会議以降に実施した取組の概要)

※ 太枠:前回本部員会議以降に実施した取組

◆ 総務部

- 令和3年11月19日に本県の「感染拡大防止のための基本対策」が改定されたことを踏まえ、以下の内容を各所属 に通知
 - ・感染リスクを踏まえた出張の際の感染情報把握等感染防止対策の徹底
 - ・在宅勤務等の積極的な活用
 - ・職員の健康管理の徹底と服務の取扱い
 - ・職務外での感染防止(移動や飲食時の取扱いを感染拡大防止のための基本対策に合わせ変更)
- 新型コロナウイルス感染防止に向けたワクチン接種に伴う職員の服務の取扱い(接種を受ける場合、副反応が生じた場合)について各所属に通知。(R3/5/31)

◆ 企画調整部

○ 「都道府県・指定都市と総務省とのホットライン」(都道府県・指定都市と総務省との間で情報共有を図る仕組み)に、県の現状・対策、具体的な課題、政府への要望事項を報告

◆ 保健福祉部

○ 高齢者等施設等で働く介護職員が感染し、出勤が困難となった際のサービス提供継続に資するため、「高齢者等施 設等への応援職員派遣支援事業」を立ち上げ、県老人福祉施設協議会へ委託

◆ 観光交流局

- 福島空港利用者がサーモグラフィで自己検温できる体制を整備(出発、到着とも対応可)
- 浄土平レストハウス、天鏡閣、福島県観光物産館、日本橋ふくしま館、くろがね小屋利用者がサーモグラフィで自己検温できる体制を整備
- 観光庁の補助制度を活用した、宿泊事業者が実施する感染拡大防止対策等の取組への補助制度「宿泊事業者感染防止対策等緊急支援事業」の立ち上げ(R3/5/21令和3年度第5号補正専決処分)

◆ 土木部

- (1) 県有施設関係
- 相馬港及び小名浜港において、緊急事態宣言解除に伴い、釣り施設の利用自粛及び緑地内の公園にある遊具の利用 を禁止するための看板を「3つの密を避けましょう」の掲示に変更(R2/5/22~)

(2) その他

- 福島空港に就航する国内定期及びチャーター便の航空機使用者を対象に、令和2年度及び令和3年度分に係る空港使用料の全額減免を行うこととした。(令和2年9月議会福島空港条例改正)
- 県営住宅入居者のうち、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、転職、退職等により、収入が著しく減少した入居者又は現状の家賃が支払うことが困難であると認められる入居者の家賃を減免・徴収猶予
- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、解雇等により住居から退去を余儀なくされた方に、県営住宅の空き住戸を 一時提供

使用期間:原則6ヶ月

使用料:一時提供する住戸で定められた最低家賃の1/2の額

○ 発注者支援業務等で県出先事務所に常駐している担当者のテレワーク活用を可能にし、関係団体に情報提供した。 (R2/12/23)

◆ 出納局

○ 物品購入(修繕)競争入札参加資格の申請方法について、申請書を持参する取扱のところをすべての事業者に対して 郵送を可とした(R2/4/6~)

◆ 教育庁

○ 県立学校や県立図書館、美術館などの社会教育施設等における感染拡大防止の取組の徹底

◆ 企業局

- 工業用水道施設における感染防止対策の取組徹底(消毒液の設置、来庁者のマスク着用の徹底、関係者以外の立入 制限など)
- 工業用水道料金の支払いについて、支払いに支障が生じている使用者の申請に基づき、令和2年4月分から最長3カ 月間猶予

◆ 病院局

- (1) 県立病院
- 感染が疑われる患者が来院した場合には、入り口や動線を区分し、他の患者等との接触を防止
- 職員や面会者を介した院内感染防止対策の強化
 - ・職 員:勤務前に検温を実施 (R2/3/6~)
 - ・面会者: 入院患者への面会の禁止・制限 (R2/3/9~)
- 院内感染対策委員会を随時開催し、最新情報に基づく適切な院内感染対策を実施
 - 各病院におけるマスク等の在庫状況を病院局で定期的に確認し、不足する病院があれば、病院間で在庫を調整 (R2/3/11~)
 - 各県立病院における外来患者来院時の感染拡大防止策の見直しを実施(R2/4/17~)

◆ 議会事務局

〇 議員の登庁前検温等の体調チェックの実施、発熱・咳等の風邪症状がある場合の登庁自粛及び登庁時のマスク着用の徹底(R2/4/16~)

◆ 警察本部

- (1) 県民向け対策
- 警察施設における感染防止対策(消毒液の設置、ドアノブ等のアルコール除菌清掃、ビニールカーテン等仕切り導入等)
- 運転免許更新手続きの延長措置
- 繁華街におけるパトロールの強化
- 来庁時の感染防止、新型コロナウイルス感染症に便乗した関連犯罪被害防止の広報(県警ホームページ、新聞、テレビを通じた広報を実施)
- (2) 勤務体制
- サテライトオフィスの運用(執務室の分散による感染拡大防止対策)
- ◆ 知事部局、教育庁、企業局、病院局、議会事務局、人事委員会事務局、県警察、監査委員事務局、労働委員会事務局
- 在宅勤務、時差出勤、職員の体温測定等の実施